

2024年度③

刑 法

(全 4 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、解答しなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲は、乙と共に、以下の計画に基づき、常習的に高齢者から現金をだまし取っていた。その計画は、甲が資産家の名簿を見て、現金をだまし取る対象者を選定し、警察官に成りすまして相手方に電話をかけ、「あなたの預金口座が、不正に利用されている疑いがあります。捜査のために必要なので、お持ちの預金口座に100万円を超える残高があるようでしたら、速やかに全額を引き出して自宅に持ち帰った後、こちらに電話をください。」などとうそを告げ、相手方に預金口座から現金を引き出させて、自宅にその現金を持ち帰らせ、その後、相手方からかかってきた電話で、甲が、相手方の現金引出しを確認した上で、その約1時間後、乙が警察官を装って相手方の家を訪ね、捜査のために必要なので現金を預けてほしい旨のうそを言い、その交付を受けて現金をだまし取る、というものであった。
- (2) 甲は、上記計画に従い、高齢で一人暮らしの男性Aを選んだ上、Aに電話をかけ、その後のAからかかってきた電話で、Aが300万円を引き出して自宅に持ち帰った旨を聞いたことから、電話で「これから警察官がそちらに向かいます。」とAに告げるとともに、乙に対し、Aがうそを信用し300万円を自宅に用意している旨を告げ、計画どおり、捜査のために必要なので現金を預けてほしい旨のうそを言って、300万円をだまし取ってくるように指示し、乙はこれを了承した。
- (3) ところが、乙は、A宅に向かう途中で、Aを縛り上げてしまえば、より確実に現金を手に入れることができると考え、Aの手足を縛るためのロープと口を塞ぐための粘着テープを準備した上、警察官であることを告げてAに玄関ドアを開けさせた後、直ちにA宅内に押し入り、Aの手足をそれぞれロープで縛り、口を粘着テープで塞ぎ、Aを床の上に倒し、Aが預金口座から引き出してテーブル上に置いていた上記300万円を奪って逃走した。乙は、甲に対し、いつもどおりのや

り方でAから300万円をだまし取ってきたと虚偽の報告をし、それぞれ150万円ずつ山分けした。

II 次の【事例】を読み、甲・乙の罪責について小問に答えなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲はXビル4階のバーの客として来店しており、乙は同店の従業員であった。Aは午前4時ころ知り合いとこのバーに来店して飲食していたが、代金支払いに際してクレジットカードでの決済がうまくできず、代金のすべてを支払うことができなかった。午前6時ころ、Aはいらだつた様子になり、残額を支払うことなくバーの外に出た。
- (2) 乙はAの後を追って店を出て、ビルの4階エレベーターホールでAに追いつき、午前6時30分頃から50分頃までAに暴行を加えた（第1暴行）。乙の加えた暴行は、4階エレベーターホールでAの背中をけて3階へ至る階段の踊り場付近に転落させ、さらに壁にその顔面を打ち付け、そばにあった灰皿に頭部を打ち付けたうえ、床に倒れているAの顔面をこぶしで殴り、顔面をつかんで床に打ち付けるといったようなものであった。第1暴行によりAは頭部顔面に出血を伴う傷害を負った。甲はその間店の中や外で乙の暴行の様子を見ていたが、甲と乙で会話等があったわけではなかった。
- (3) 乙はAを店に連れ戻して、飲食代金を支払う旨の示談書に氏名を書かせて運転免許証を取り上げるなどした。Aはしばらく店の出入口付近に座っていたが、午前7時半ころ突然走って店を出た。ちょうどそのころ甲は電話をするために4階エレベーターホール付近にいたところ、Aが飛び出してきたのでAに対して10分間ほど暴行を加えた（第2暴行）。甲の加えた暴行は、倒れこんだAの顔面、頭部、胸部付近を踏みつけた上、Aの両足を持ち、3階までAを引きずり下ろし、サッカーボールをけるように被害者の頭部や腹部等をけり、いびきをかき始めたAの顔面をけり上げるといったようなものであった。
- (4) Aはその後病院へ運ばれたが、急性硬膜下血腫に基づく急性脳腫脹のため死亡した。第1暴行、第2暴行はいずれもがAの急性硬膜下血腫の傷害を発生させることが可能なものであるが、Aの硬膜下血腫の傷害が第1暴行、第2暴行のいずれから生じたかは明らかではなかった。
- また、甲の加えた暴行は、単体でも急性硬膜下血腫を生じさせ得るものであるが、仮に乙の第1暴行により急性硬膜下血腫を生じていたとしても、それを重篤化させ得る程度の強度があった。

小問1 甲の罪責を論じよ。

小問2 乙の罪責を論じよ。なお、論述に際しては、以下の①および②の双方に言及し、その上で、自らの見解（①および②で記載した立場に限られない）を根拠とともに示すこと。

① 乙には傷害致死罪が成立する。

② 乙には第1暴行によって生じた傷害の限度で傷害罪が成立する。